

プールトワ福祉用具 運営規程

(指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具〕事業運営規程)

(事業の目的)

第1条 株式会社プールトワが設置するプールトワ福祉用具(以下『事業所』という。)において実施する指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態(介護予防にあっては、要支援状態)の利用者に対し、適切な指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 本事業所が実施する事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を販売することにより、指定特定福祉用具販売においては、利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。(指定特定介護予防福祉用具販売においては、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとする。)
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要支援状態の維持若しくは改善を図り、利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導又は助言を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 プールトワ福祉用具
- (2) 所在地 兵庫県西宮市南越木岩町 9-5 パルレ苦楽園 2F

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(福祉用具専門相談員と兼務)

管理者は、従業者及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定特定福祉用具販売(指定特定介護予防福祉用具販売)の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 専門相談員 2 名以上(うち1 名は管理者と兼務)

専門相談員は、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担を軽減するよう、適切な福祉用具の選定を行うとともに、その相談に応じる。

特定福祉用具販売計画(特定介護予防福祉用具販売計画)((介護予防)福祉用具貸与の利用があるときは、(介護予防)福祉用具貸与計画と一体のものとして作成する)の作成・変更等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から金曜日までとする。

営業時間 午前 9 時から午後 6 時までとする。

(指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供方法及び取扱種目)

第6条 事業所で行う指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて使用方法の指導、留意事項、故障時の対応等などの説明を行う。
- (2) 指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供に当たっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。

2 本事業所において取扱う指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の種目は次のとおりである。

1. 腰掛け便座
2. 自動排泄処理装置の交換可能部品
3. 入浴補助用具
4. 簡易浴槽
5. 移動用リフトのつり具部分

(利用料等)

第7条 指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕を提供した場合の利用料の額は、パンフレットの額によるものとし、当該指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた割の支払を受けるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点から要したガソリン代の実費相当額を徴収する。

3 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については、実費とする。

4 前第2項及び第3項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

- 5 指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 6 指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、指定特定福祉用具販売（指定特定介護予防福祉用具販売）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、西宮市、芦屋市、宝塚市、尼崎市、伊丹市、三田市、神戸市とする。

（衛生管理等）

第9条 従業者の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めることとする。

（苦情処理）

第10条 指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

（事故発生時の対応）

第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）

第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果については従業者に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を定める。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者

(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕に関する記録を整備し、そのサービスを完結した日から最低 5 年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社プールトワと当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、2026 年 6 月 22 日に、改定、施行する。